

1 水田活用の直接支払交付金 〔水田の活用による自給力向上〕

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。
- 産地交付金を活用し、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物振興に向けた取り組み等を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

● 交付対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

① 戦略作物助成 ※基幹作物のみ対象

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 注1	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米 注2	収量に応じ 55,000円～105,000円/10a

※経営所得安定対策の交付申請者は、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書を作成してください。
対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しのうち1つを添付してください。
※地域の基準単収を大きく下回り、近隣の圃場に比べ著しく収量が低い場合、理由書（証拠書類含む）を提出していただきます。その内容が、自然災害等による収量低下の合理的な理由が認められない場合は、交付金を交付しません。（交付済みの場合は返還となります。）

注1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援。

注2：過去実績から標準単収以上の収量が確保だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援。

② 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取り組みを支援。

＜基本的運用＞

- 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が交付対象作物・単価等を設定。
- 交付金は国から農家に直接交付。
- 面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときは、切り捨てにより整理します。

＜交付内容の設定＞

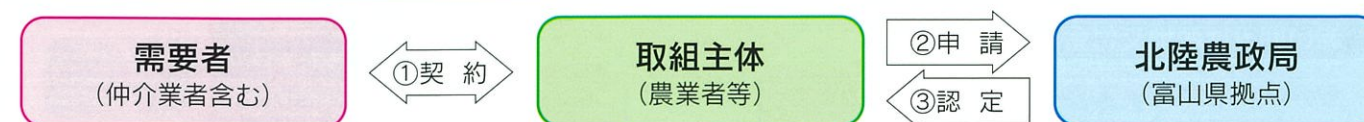
- 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- 担い手農業者に対する支援
- 地域農業の振興を図る上で重要な作物（そば・なたね・野菜・花き等）に対する支援
- 内外のコメの新市場の開拓を図る米穀の取り組みに対する支援
- 地域における水田農業経営の課題に対し、収益力向上に資する取り組みに対する支援
- 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わない。
- 特別な場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物への助成は行わない。



農林省HPより

③ 新規需要米等に取り組む生産者の方へ

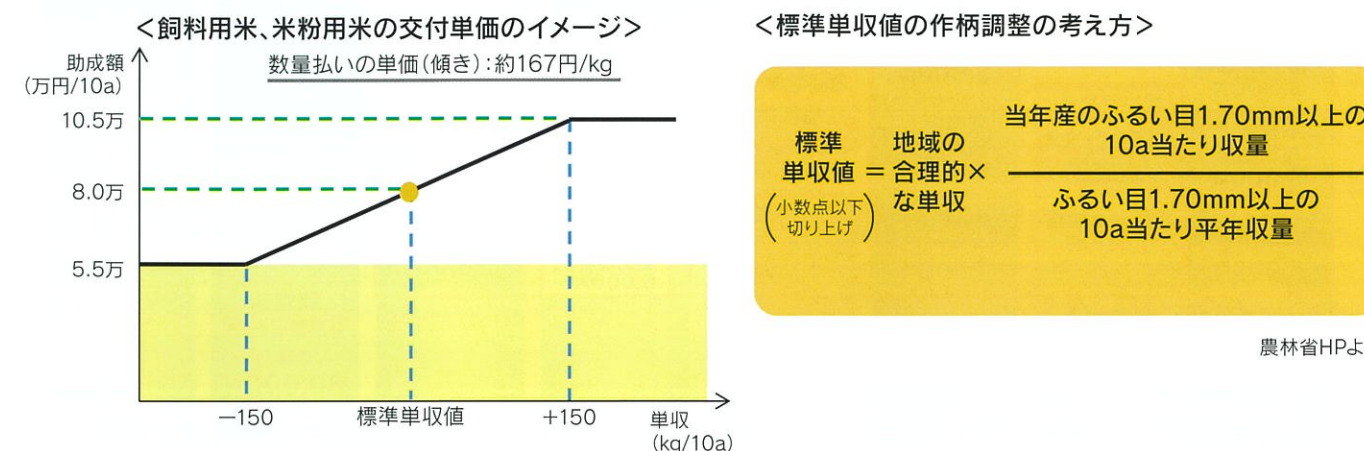
1. 新規需要米の取組みイメージ



「新規需要米」の取り組みを予定している方は、〈新規需要米取組計画書〉を作成し、北陸農政局（富山県拠点）の認定を受ける必要があります。

北陸農政局富山県拠点に生産年の6月30日までに申請してください。

提出していただく書類は、①取組計画書 ②販売等に関する契約書の写し ③需要者等の誓約書 等です。



- ・ 数量払による助成については、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。（※ふり目や水分含有率を明記した販売伝票などによる確認）
- ・ 標準単収値は、地域農業再生協議会が定めている地域の合理的な単収を適用します。なお、地域の合理的な単収は、当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

2. 新規需要米の管理について

- 飼料用米、米粉用米での取り組みは※一括管理方式又は、区分管理方式（ほ場特定）を選択できます。
- ※一括管理方式とは、主食用米と一緒に収穫及び乾燥調整を行い、当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄表示地帯別の作況指数に応じて契約数量の変更を行うことができる取り組みです。
- ※区分管理方式とは、多収品種での取り組みや主食用米の生産と差異をつけた栽培（多収に向けた技術や生産資材を用いる等）で、ほ場を特定、生産から出荷までを主食用米と区分して取り組むことを条件に、当該ほ場から収穫された全量を出荷する取り組みです。

3. 捨てづくりの防止について

区分管理で取り組む飼料用米・米粉用米については、需要者等への出荷数量が標準単収値から150kg/10a差し引いた数量に満たない場合は、収量が大きく下まわった理由書と肥培管理状況が確認できる作業日誌等を提出していただきます。

その内容が、自然災害等による収量低下の合理的な理由がなく、捨てづくりと判断した場合は、交付金を交付しません（交付済みの場合は返還となります）。

4. 新規需要米等の「横流れ防止」について

不適切な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、経営所得安定対策の交付を受けたすべての交付金を返還して頂くことになります。

＜こんな行為は違反です！＞

- ・ 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- ・ 主食用米から発生した「ふり目下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- ・ 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- ・ 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふり目下米」を他の用途に販売
- ・ 「一括管理」で申請した取り組み数量を出荷しない